

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を  
令和5年11月24日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1.招集委員 13名

2.出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり

1番 高橋 善一	2番 高橋 隆	3番 山岸 誠
5番 本間 仁一	6番 青木 憲一	8番 伊藤 圭一
9番 神尾 篤志	10番 朝倉 善則	11番 鈴木 正徳
12番 渡沢 寿	13番 安達 芳紀	

3.欠席委員 4番 黒澤 ちよ子 7番 浅野 厚司

4.出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 山内 美穂  
同 上 事務局長補佐 佐藤 秀之  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎

5.付議事件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第15号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知 の報告について
日程第6	議第44号 農地法第3条の規定による許可申請に対 する許可の可否について
日程第7	議第45号 農地法第5条1項の規定による許可申請 に対する意見決定について
日程第8	議第46号 非農地証明願に対する可否について

6. (開会：ときに午後1時30分)  
会議の要領 令和5年11月17日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。  
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、11名であります。  
なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、4番 黒澤ちよ子委員、7番 浅野厚司委員の2名であります。  
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。  
8番 伊藤圭一委員、9番 神尾篤志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 8番 伊藤 圭一 委員  
9番 神尾 篤志 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 日程第4 報第15号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第15号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和5年10月13日付け農第633号で、南陽市長から本委員会に対し、令和5年11月1日付けで6件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第15号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 報第16号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、報第16号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が20件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、報第16号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページから6ページになります。

　1番から16番の案件は、中間管理事業の解約になります。

　1番、2番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外5筆の田 合計6,845㎡を、耕作地の整理のため、合意解約するものです。

　3番、4番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計2,028㎡を、耕作地の整理のため、合意解約するものです。

　5番、6番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計3,086㎡を、耕作地の整理のため、合意解約するものです。

　7番、8番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外8筆の田 合計13,070㎡を、耕作地の整理のため、合意解約するものです。

　9番、10番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計8,894㎡を、耕作地の整理のため、合意解約するものです。

　11番、12番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計5,544㎡を、耕作地の整理のため、合意解約するものです。

　13番、14番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 4,112㎡を、耕作地の整理のため、合意解約するものです。

　15番、16番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計3,137㎡を、耕作地の整理のため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長 17番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■  
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 3, 105㎡を賃借人の申出に  
より、合意解約するものです。  
18番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■  
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1, 233㎡を賃借人の申し出  
により、合意解約するものです。  
19番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと、お亡くなり  
になった▲▲の■■■■さんの相続人の▲▲の■■■■さんの賃貸借契  
約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計2, 105㎡を解約手続きが漏れて  
おり、このたび合意解約するものです。  
20番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■  
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計11, 510㎡を  
賃借人の申し出により、合意解約するものです。  
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

13番 (安達芳紀委員) 1番から16番は、耕作地整理という理由になっていますが、今後の  
計画はどのようになっているのでしょうか。

嶋貫農地係長 ■■■■さんが機構を通して借りていらっしゃいましたが、▲▲の■  
■■■という団体が借り受けしていた農地になります。  
広く耕作していた■■■さんが亡くなられて、▲▲の有志で借り受けし、  
その代表が■■■さんでした。しかし、■■■さんが代表を代わられること  
となり、集約できる箇所を整理して、できるだけまとまって作れるよう  
に準備されているようです。

13番 (安達芳紀委員) 分かりました。

議長(高橋会長) 他にございませんか。

……なしの声……

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第16号は了承いただいたものと認  
めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に  
対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転3件、賃借権設定1件、計4件の許可申請がありましたので提案するものです。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第44号について、ご説明申し上げます。議案書は7ページと8ページになります。

　はじめに、7ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

　1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 483㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外3筆の田が2, 105㎡、畑が2, 695㎡、合計4, 800㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 442㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　次に、8ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

　4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計877㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

　以上です。

議長(高橋会長) 　ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

　はじめに、議第44号 1番の現地調査について、5番 本間仁一委員より、報告をお願いします。

5番  
(本間仁一委員) 　申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。

議長(高橋会長) 　次に、2番の内、▲▲の2筆の現地調査については9番 神尾篤志委員より、また、▲▲の2筆の現地調査については13番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

9番  
(神尾篤志委員) 　23日に確認してまいりました。申請地は耕作されていませんでしたが、今後管理していく旨を譲受人から確認いたしました。

13番  
(安達芳紀委員) 23日に確認してまいりました。  
▲▲の農地は、作付けはされておりましたが、草刈りなどの管理はされていませんでした。

▲▲の農地は遊休農地のような状態でした。譲受人に確認すると今後耕作できるような状態に管理することによって、周辺農地に影響が出ないように管理をお願いする旨を確認してまいりました。

議長(高橋会長) 次に、3番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、調査をいただいておりますが、欠席のため事務局から報告をお願いします。

嶋貫農地係長 申請地は牧草地として管理され、周辺農地への影響は無いことをご報告いただいております。

議長(高橋会長) 次に、4番の現地調査について、6番 青木憲一委員より、報告をお願いします。

6番  
(青木憲一委員) 昨日確認してまいりました。  
耕作はされておりましたが、草刈などの管理はされており、周辺農地への影響は無いことを確認してまいりました。

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転4件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

　関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第45号について、ご説明申し上げます。議案書は9ページになります。

　1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 畑 134㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

　当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計85㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

　当該地は、原則転用できない第1種農地ではありますが、例外規定の集落に接続する住宅に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　3番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外1筆の田が646㎡、畑が85㎡、合計731㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

　当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　4番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 田 4, 976㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

　当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　以上です。

議長(高橋会長) 　ここで、議第45号1番から4番までの現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

3番 (山岸 誠委員) 　11月17日に、私と高橋隆委員、山内事務局長、嶋貫農地係長の4名で5条4件の現地調査を行いました。

　全ての案件で申請通りであったことをご報告いたします。

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第46号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第46号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し3件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。



嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第20号につきまして、ご説明します。  
議案書10ページと11ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、  
▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計145㎡が、平成5年以前から住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、お亡くなりになった■■■■■さんの相続人、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外20筆 登記地目田が3,581㎡、登記地目畑が7,132㎡、合計10,713㎡が、平成10年ころから耕作せず山林化して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、  
▲▲字▲▲ 登記地目が畑 7.50㎡が、平成13年ころから宅地の一部として利用し、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

以上です。

議長(高橋会長)

ここで、1番及び3番の現地調査について、2番 高橋隆委員より、報告をお願いします。

2番  
(高橋隆委員)

11月17日に、私と山岸誠委員、山内事務局長、嶋貫農地係長の4名で非農地2件の現地調査を行いました。

全ての案件について申請通りであったことをご報告いたします。

議長(高橋会長)

次に、2番の現地調査について、江口菊次推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

地元委員である江口推進委員より、耕作できる状態ではないことをご報告いただいています。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。  
よって、令和5年11月17日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後1時54分)